

「チョイソコうんぜん」会員規約

※必ずお読みください

※本規約は令和4年7月からの運行において適用します。
(令和4年6月までの実証実験における運行については、現行の規約を適用します。)

1. サービス内容およびご利用条件

「チョイソコ」(以下「本サービス」)は、「チョイソコ」会員規約(以下「本規約」)にもつき会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本会員規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、雲仙市及び雲仙市との共同運行事業者(以下「雲仙市等」という。))が会員と認めた方と、雲仙市等との間で適用されます。また、雲仙市等への会員登録申込書の提出、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- 雲仙市にお住いの方
※小学生または中学生の方の会員登録には保護者の同意が必要となります。
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、チョイソコセンターへの連絡ができる方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方
ただし、雲仙市等が特に必要と認める場合、上記(1)(2)(3)の条件を満たさない者を会員とみなすことができます。

4. 利用開始

本サービスは、雲仙市等が会員登録申込書を受け付けた後、書面で利用開始のご連絡をお送りした後、ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、一乗車につき一人200円(消費税及び地方消費税含む)の定額制とし、乗車時に当該運賃を支払うものとします。未就学児は無料、ただし会員である保護者が同乗する場合のみ乗車可能。
※雲仙市高齢者交通費助成事業及び障害者交通費助成事業(70歳以上の方に限る。)のタクシー券については、一乗車につき一枚100円分として利用可能とする。

6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、別途案内する指定箇所のとおりとし、停留所以外での乗降はできません。
また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送業者(「車輛運行事業者」をいう。以下同じ。))が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、チョイソコセンターより、該当する会員に連絡します。

(1) 運行日時

月曜日～土曜日 9:00～17:00
但し、祝日、年末年始、その他雲仙市等が定めた運休日を除く。

(2) 乗車希望受付日時

月曜日～土曜日 8:30～16:30
但し、祝日、年末年始、その他雲仙市等が定めた運休日を除く。
利用希望日の2週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、チョイソコセンターへ、会員番号、利用希望日時、希望乗降場所をご連絡下さい。なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者等からの連絡が必要です。運転係員への口頭での申出は受付致しかねます。限られた車両で希望の早い方を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望をお決めください。

9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、チョイソコセンターへ、電話または書面でご連絡下さい。
なお、運転係員への口頭での乗車希望・変更・キャンセルは受付致しかねます。なお、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。
出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、チョイソコセンターからご連絡しますが、携帯電話をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると雲仙市等が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことができます。
(ア) 本人確認ができないとき
(イ) 本規約3.(会員条件)を満たさないとき
(ウ) 本規約18.(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
(エ) 本規約を遵守しないとき

14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も1名まで同乗が可能です。
同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。
同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、雲仙市等ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。
旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、雲仙市等は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

16. 免責

次の場合、雲仙市等は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。
(ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
(イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
(ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
(エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合。
(オ) 本規約7.(運休)、10.(到着時間の前後ずれ)、11.(会員の遅延)、12.(乗車のお断り)、13.(会員資格の取消し)、14.(同乗者のお断り)、21.(チョイソコセンターの中断・停止)、22.(本サービスの中止・終了)の場合
(カ) 会員の故意または過失による場合
(キ) 雲仙市等の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

雲仙市等は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、雲仙市等が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫の言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。但し、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、本サービスの関係者と共有する場合があります。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、チョイソコセンターから連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、雲仙市等へ書面または電話でご連絡下さい。

21. チョイソコセンターの稼働中断・停止

雲仙市等は、メンテナンスのため、チョイソコセンターの予約、運行を中断し、または停止する場合があります。

22. 本サービスの中止・終了

雲仙市等は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

雲仙市等は、本規約の変更内容および変更日を、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。
本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

※令和4年6月までの運行については、2.(規約への同意)の中の「雲仙市及び雲仙市との共同運行事業者」及び本規約中の「雲仙市等」は、「雲仙市新地域交通実証実験運営協議会」に読み替えるものとし、5.(運賃)の※の規定は適用しないものとする。

雲仙市 総務部 政策企画課

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
電話：0957-38-3111